

平成28年第32回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、平成28年第32回岩手町農業委員会総会は、平成28年12月20日、午後4時00分、岩手町役場第4会議室に招集された。

1、今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

- (1) 報告第1号 農業委員会に係る条例等の制定改廃について
- (2) 報告第2号 利用状況調査結果に対する農地の判断について
- (3) 報告第3号 農地法により使用貸借権設定された農地の解約について
- (4) 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (5) 議案第1号 農業委員会が定める農地利用最適化推進委員の担当区域について
- (6) 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
- (7) 議案第3号 農地法の適用外証明に対する可否の決定について
- (8) 議案第4号 農業経営基盤強化促進事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
- (9) 議案第5号 農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
- (10) 議案第6号 農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

- 1番 山口 弘
- 2番 中村 重信
- 3番 國枝 金一
- 4番 細野 清悦
- 5番 井戸 ツヨミ
- 6番 黒澤 金一
- 7番 太布 光則
- 9番 遠藤 美江子
- 10番 佐々木 金見
- 11番 横澤 稔秋
- 12番 澤村 博美
- 13番 佐々木 夏子
- 14番 千葉 静子
- 15番 幅 清一
- 16番 福士 好子
- 17番 遠藤 幸夫
- 18番 佐々木 由和(職務代理)

(議長)19番 松本 良子(会長)

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

8番 田中 正志

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

農業委員会事務局長	民部田 政彦
農地振興係主幹	滝川 勉
副主幹	府金 昌代
主任	畑中 功

(開会時刻 午後4時00分)

議長 長 ただいまから第32回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。本日の欠席通告者は、8番田中正志委員の1名であります。

議長 長 会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 長 異議なしと認め、当職より指名いたします。10番佐々木金見委員、11番横澤稔秋委員のご両名にお願いいたします。また、書記は事務局の畑中主任にお願いいたします。

議長 長 本日の総会は、配布してあります報告4件、議案6件の提出があります。お諮りします。報告4件、議案6件を議題とすることにご異議ありませんか。

(なしの声)

議長 長 異議なしと認め、報告4件、議案6件を議題とすることに決定いたしました。

議長 長 報告第1号、農業委員会に係る条例等の制定改廃について、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書1ページをご覧ください。報告第1号、農業委員会に係る条例等の制定改廃について、ご説明いたします。

議案書2ページに記載の番号1から3までは12月議会において可決された町長部局の条例でございます。この3つの条例改正に関連する4番から10番の農業委員会部局の規程及び規則を改定、廃止、制定をするものであります。

なお、11番12番は町長部局制定の規則と規程であります。参考まで名称のみ記載いたしました。それでは順に番号4番から説明いたします。

番号4番「岩手町農業委員会規程」について、でございます。

選挙と小委員会制の廃止に係る改定でございます。改正したものにつきましては3ページに添付してございまして、それについての新旧対照表が5ページに添付してございます。

番号5番「岩手町農業委員会事務局組織に関する規程」について、でございます。根拠規程の改正に伴い条項ずれを修正し、農業委員選挙に係る号を削除しました。

今までは建議というのがあったのですが、今回の改正により建議という言葉がなくなり、意見の提出に改正しました。また、農業生産法人を農地所有適格法人に改めた改正でございます。

続いて、番号6番「岩手町農家基本台帳点検等実施規程」について、でございます。選挙に係る字句の削除と利用状況調査と利用意向調査について明記したものでございます。

番号7番「岩手町農業委員会会議規則」について、でございます。

根拠法令の改正に伴い条項ずれを修正したものでございます。7番の会議規則の中では小委員会制にも触れておりますが、この部分を削除いたしました。

番号8番「岩手町農業委員会小委員会規程」について、でございます。

農業委員定数の見直しにより、小委員会制を廃止するという事で、この「岩手町農業委員会小委員会規程」は廃止するものでございます。

番号9番「岩手町農地利用最適化推進委員の選任に係る規則」について、でございます。

新たに農地利用最適化推進委員を置くことになったため、募集等に係る規則を新規に定めたものであります。

番号10番「岩手町農業委員会農地利用最適化推進委員候補者審査委員会規程」について、でございます。

番号9番の岩手町農地利用最適化推進委員の選任に応募された者を審査する規定を定めたものでございます。

以上報告1号に係る説明を終わります。

議 長 ただいま報告1号について説明が終わりましたが、皆さんの方から何か質疑ございましたらお願いします。

15番幅委員 15番幅です。番号10番についてですが、農業委員が農地利用最適化推進委員の候補者の審査をするのですか。

事務局 そのとおりです。

15番幅委員 新たに候補者の審査委員を設けるのではなく、農業委員が審査するのですか。

事務局 農業委員が選考委員になります。

4番細野委員 ということは、はじめに農業委員が決まらないと、農地利用最適化推進委員も決められないということですね。

事務局 そのとおりです。

4番細野委員 例えば、公募するとありますが、募集しても手を上げる人がいなかったらどうするのですか。

事務局 再募集をします。

15番幅委員 再募集して、3回募集しても定員に達しないときはどうなるのですか。もうそのまま発車するのですか。

事務局 何割か調べたわけではないですが、議員選挙の場合6割だったか7割の定数を満たしていれば良いというのを何かで見たことがありますが、定数の全員がそろわなくとも委員会として成立するものと思っております。けれども、そういうことのないよう選べられるぐらいにうまくなるよう期待しております。

15番幅委員 前回の総会での説明では、農業委員と農地利用最適化推進委員の定数が12月の議会で決まるような話でしたが、どのように決まったか報告をお願いします。

事務局 農業委員の定数は10名、農地利用最適化推進委員の定数は16名というように原案どおり可決いたしました。

15番幅委員 全戸配布の「政策ニュース」に掲げているこの定数と同じですね。

事務局 そのとおりです。それは議会の議決後に配布しましたので、定数についてはそのとおりでございます。

15番幅委員 誰か、足りないのではないかと、もっと増やせとか減らせなどの意見はなかったのでしょうか。

事務局 それはありました。議会の中で反対討論が、ある議員さんからありまして、定数や報酬の関係、そして事務局体制の強化といったところの討論が出されました。出されましたが、最終的には賛成多数により原案どおり可決されたという状況でございます。

議長 あとございませんか。

16番福士委員 16番福士です。地区別の人数はその時に確定になっているのでしょうか。

事務局 農地利用最適化推進委員の地区別の人数は、農業委員会が定めることとなっております。前回の総会でそのことについて説明しましたが、今回改めて総会案件として提案してございます。

議長 あとございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、質疑を打ち切ります。報告第1号、農業委員会に係る条例等の制定改廃について、を終わります。

議長 次に報告第2号、利用状況調査結果に対する農地の判断について、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 22ページをご覧ください。報告第2号、利用状況調査結果に対する農地の判断について、ご説明いたします。

地区担当農業委員が担当地区の農地確認を行ったのちに、7月15日の「農地の日」と10月26日の2回、農業委員会全体で現地確認を行いました。その結果遊休農地として判断された農地が24ページ記載の農地33筆でございます。

また、非農地として判断された農地が25ページ記載の30筆でございます。

そして、利用意向調査において自己管理をすると回答があったにもかかわらず、いまだ適正管理されていない農地が26ページの12筆でございます。

農業委員会が遊休農地として判断した農地所有者には、意向調査を送付しました。

非農地と判断した農地所有者には非農地証明願いを送付しました。農地中間管理機構との協議勧告対象農地については、今後岩手県農地中間管理機構との協議を進めることを報告いたします。以上報告第2号に係る説明を終わります。

議長 ただいま報告第2号の説明をいただきました。この件につきまして、皆さんから質疑を受けたいと思います。

議 長 調査を出していただきますが、その方法や期限とかはどうなっていますか。

事 務 局 協議勧告対象農地については、1月までに回答していただくこととなっております。その他の非農地判断の証明願いは期限がありませんし、遊休農地の意向調査についても年度内に回答いただければよいと思っております。

議 長 委員の皆さんには2回の農地パトロールで判断いただいたわけですが、皆さんから何かございませんか。

11番横澤委員 11番横澤です。遊休農地一覧に掲載されている方の中から先日連絡を受けまして、「農業委員会から書類が届いたが、自分はちゃんと管理している」ということでしたのでその農地を見に行きまして参りましたが、自分で管理されているように見受けられましたので、よろしければ取消しをお願いします。

事 務 局 ●●さんでしょうか。わかりました、ありがとうございます。

事 務 局 既に調査結果を提出してしまった後でも、今確認したらば管理されていると、横澤委員のような情報でもよろしいので、お知らせいただければ助かります。

議 長 あとありませんか。

議 長 報告第2号の質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。報告第2号、利用状況調査結果に対する農地の判断について、を終わります。

議 長 次に報告第3号、農地法により使用貸借権設定された農地の解約について、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 報告第3号、農地法により使用貸借権設定された農地の解約について、ご説明いたします。28 ページ記載の農地について親子間での使用貸借を解約しようとするものです。本件は今月議案第3号に関連するものです。
以上報告第3号に係る説明を終わります。

議 長 ただいま報告第3号の説明をいただきました。この件につきまして、皆さんから質疑を受けたいと思います。

15番幅委員 川口32地割とはどちら方面ですか。

事務局 穀蔵です。

議長 あとありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、質疑を打ち切ります。報告第3号、農地法により使用貸借権設定された農地の解約について、を終わります。

議長 次に報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知について、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第4号、農地法第18条第6項の規程による通知について、ご説明いたします。30ページ記載の農地について賃貸借を解約しようとするものです。以上報告第4号に係る説明を終わります。

議長 ただいま報告第4号の説明をいただきました。この件につきまして、皆さんから質疑を受けたいと思います。

(なしの声)

議長 ないようですので、質疑を打ち切ります。報告第4号、農地法第18条第6項の規程による通知について、を終わります。

議長 それでは、議案に入ります。議案第1号、農業委員会が定める農地利用最適化推進委員の担当区域について、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農業委員会が定める農地利用最適化推進委員の担当区域について、ご説明いたします。

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第17条第1項に規定する農地利用最適化推進委員の担当区域を定めようとするものです。以上議案第1号に係る説明を終わります。担当区域の表は32ページに添付してあります。

議長 32ページに担当区域を提示してございます。皆さんご覧になって、何か意見がございましたらお願いします。

18 番佐々木委員 前回、この推進委員の区域を振り分けるときに、面積だけでなく農家戸数も出すよう言いましたが、どのようになっていますか。それから、面積の中で例えば町営牧野とか●●牧場など牧場関係がかなりあります。そこもある程度考慮しなければならぬと思います。久保地区は結構多いので、本当に正しい数字なのか確認をお願いします。

事 務 局 まったく失念しておりまして、その面積の計算はしておりませんでした。

18 番佐々木委員 この数字はどのように出したのですか。大体は合っているんですよね。

事 務 局 農家台帳システムから地割を追って、地割ごとの面積を集計したものです。

18 番佐々木委員 それは分かったけれども、はっきり言ってうちの地区は一人ではちょっと無理ですね。農地自体よりも、久保地区は農業率 95 パーセントくらいはなる健全農業で生産も上げている地域なんですよ。酪農家、野菜農家、水田農家もあるし、そういう関係上ある程度費用対効果を見てもらって、農業生産がいくらぐらいあるかなど、本来ならばそこまで見なければならぬと思いますが、いかがですか。

議 長 佐々木委員から農地利用最適化推進委員が現実的に 1 名では少ないのではないかという意見が出ております。皆さんの方から何かございませんか。

6 番黒澤委員 6 番黒澤です。この募集人数は何を基準にした数字なのか、もう少し詳しく説明願います。

事 務 局 面積だけを基準にしております。

18 番佐々木委員 現農業委員の出身地域の数も参考にしているのではなかったですか。

事 務 局 それはそのとおり、少しは参考にしました。

事 務 局 今手元に資料はありませんが、全体で 16 人にするためには、303 人くらいで割り切れる数字だったと思いますが、地区別に振興会の面積というのは実は正確には拾えないのですが、大字と地割で拾っていくと面積はどれくらいというところまでは把握しました。けれども、たとえば水堀であれば「久保第 1 地割の一部」の一部の割合が実は分かりません。半々なのか、3割7割なのか、実は不明確です。

農林水産省から示されているのは農地の面積要件だけなので、その部分だけを勘案して区割りしました。

7 地区に分配しましたが、きれいに同じ数字で分配することはできません。

議 長 この辺の見直しについては佐々木委員から意見が出ましたけれども。

11 番横澤委員 担当地区に農地利用最適化推進委員が1人というのは酷なような気がします。2人いれば地域で推進委員たちが話し合っやることができますが、1人だと誰にも相談ができない、言われることに対して悶々として仕事をしていくとなると、ものすごいプレッシャーだと思います。その辺を加味しながら進めていった方がよいと思います。

18 番佐々木委員 私の場合は豊岡の先からずっと来て岩崎・沼袋までですよ。これを1人ですよ。太田を越えて、半在家。1回決めるとしばらく改正することもできない。

11 番横澤委員 これだと、川口も1人でどのように管理していくの、というのがあるから、もう少し人数を動かしてもいいと思います。

事 務 局 久保の件ですが、大字久保というのは豊岡からあるわけですが、豊岡については水堀に入っていますし、それから細沢・太田については沼宮内に、この地区割りでは入っております。

総会が終わったあとの連絡会で、担当区域の参考資料を出しておりますが、そのときに地域の面積を全部資料に添付しておりましたので。

18 番佐々木委員 では、土川第2地割の20町歩はどっちに入っていますか。

事 務 局 一方井です。

議 長 どうでしょう。やはり大事なところですから。

11 番横澤委員 せめてここも2人。ちょっと動かした方がよいと思います。もし誰がなったとしても1人だと大変だと思います。まだ2人だったらいいのでしょうかけれども。仮にここにいる農業委員が選任されない場合はまったく1人になる。そこは避けたい。次のステップとして。

事 務 局 農地利用最適化推進委員は16人で農業委員は10人ということですが、農業委員にも一緒にやっていただくということになりますので。

11 番横澤委員 それはわかりますが、たまたまここから誰も農業委員やる人が出なくて、誰かが推薦しても出ない場合も考えなければならぬ。そのときにそこに1人だけだったらますます孤立してしまうと思います。そうじゃない方法を考えましょう、と今言っているのですから。そこは事務局で考えるべきことではないのですか。

例えば、水堀から1人、一方井から1人を久保と川口に充てる、と検討するでも良い。そのように前向きに考えられないでしょうか。佐々木委員も黒澤委員もここはうまくないのではないですか、と言っているのだから、そこは考えないと。

議 長 地区割りの人数についてはまだ説明会では公表していないので、見直す余地はあると思います。

11 番横澤委員 これは見直した方がよいと思います。

事 務 局 修正していただけるのであればここで討議をしていただき、皆さんの総意で決めていただきたいと思います。

1 5 番幅委員 1人のところを2人にしたら良いのではないですか。

11 番横澤委員 はい、一方井から1人、水堀から1人を減らして2人にすればいいのです。それでスタートし、それでも何かあったら、また話し合っただけで決めればよいと思います。1人では絶対無理です。相談する相手がいないのですから。

1 5 番幅委員 1人のところを2人にして、最低でも2人にしましょうということですね。誰が農業委員になるか分からないから。ただ、このように決めておけばやり易いわけですね。

議 長 それでは皆さん、1人のところを2人する。そうした場合に、水堀3人のところを2人に、一方井5人のところを4人にして、1人のところにプラスするという形でよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

事 務 局 では、ただいまのとおりですので、よろしく申し上げます。

事 務 局 はい。

議 長 あと、質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。議案第1号、農業委員会が定める農地利用最適化推進委員の担当区域について、今皆さんからご意見があったように決定

することに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、今報告したとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 次に議案第2号に入ります。議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、ご説明いたします。使用貸借権設定についてまとめてご説明いたします。受付番号25番から45番までの間の39番を除く案件は、農業者年金受給要件を満たすため、使用貸借契約を再契約するものです。

戻って39番は子抱第1地割地内の畑4筆、合計面積7,201平方メートルについて使用貸借権設定を再契約しようとするものです。

55ページをご覧ください。贈与許可案件でございます。

受付番号47番、土地の所在は土川第4地割地内の畑1筆、面積2,611平方メートルの農地でございます。廃業のため農地を贈与しようとするものです。

57ページをご覧ください。売買許可案件でございます。

土地の所在は沼宮内第7地割地内の畑1筆、111平方メートルを記載の金額で売買しようとするものです。以上議案第2号に係る事務局説明を終わります。

議 長 ただいま議案第2号の説明をいただきました。受付番号47、48番について、現地調査の報告を調査員からお願いします。

14番千葉委員 現地調査の結果を、委員番号14番の私千葉から報告いたします。本日午後2時から事務局2名と、2番中村重信委員、17番遠藤幸夫委員と私とで現地を確認して参りました。受付番号47番、農地の贈与の件について報告いたします。農地の所在は上浮島地区で岩手町と八幡平市の町境の近くにある農地でした。現地を確認したところ、農地として適正に管理されておりました。周辺農地への影響など問題がなく、法令等の審査基準に照らしても遵守されていると確認いたしました。

続けて受付番号48番、農地の売買の件について報告いたします。調査員はさきほどのメンバーと同じです。農地の所在地は●●の線路側にある農地でした。

現地を確認したところ、農地として適正に管理されておりました。周辺農地への影響など問題がなく、法令等の審査基準に照らしても遵守されていると確認いたしました。以上報告を終わります。

議 長 ただいま現地調査の報告をいただきました。この件につきまして、皆さんから質

疑を受けたいと思います。

4番細野委員 受付番号48番、面積が111平方メートルということで、非常に面積が少ないのですが、なぜこういうことが発生したのでしょうか。例えば今後何か申請するとかあるのでしょうか。

事務局 隣の農地を持っている方がこのような手続きをしました。現在の所有者は高齢のため、農業をすることは困難だということです。
1平方メートルあたり2,702円です。

4番細野委員 高いのではないですか。

事務局 よくこのような質問を受けますが、事務局で良いとか悪いとか言える立場にないので、このとおりです。

議長 でもこのような討議は必要だと思いますよ。

議長 あとありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、質疑を打ち切ります。議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、原案のとおり可とすることに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議長 議案第3号、農地法の適用外証明に対する可否の決定について、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、農地法の適用外証明に対する可否の決定について、ご説明いたします。議案書60ページをお開きください。このページ記載の農地は平成6年ごろから労力不足により耕作されなくなった農地で、原野化した農地でございます。報告第3号に関連した案件でございます。
以上、議案第3号に係る事務局説明を終わります。

議 長 ただいま議案第3号の説明をいただきましたが、現地調査の報告を調査員からお願ひします。

7番太布委員 受付番号17番の非農地証明願ひについて、7番太布より現地調査の報告をいたします。地区は穀蔵地区で、盛岡市と町境付近にある土地でした。現地を確認しましたが、願出人の内容のとおり耕作されなくなつてから相当な年数が経っており、農地に戻して使うとしても、周辺は原野になっているなど農地としての感じも悪く、非農地にすることは仕方がないと判断しました。何十年も荒らしているのも木も大木になつて難しいと思います。以上です。

議 長 ただいま現地調査の報告をいただきました。この件につきまして、皆さんの方から質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。議案第3号、農地法の適用外証明に対する決定について、可とすることに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、可とすることに決定いたしました。

議 長 議案第4号、農業経営基盤強化促進事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、の件でございます。事務局の説明を求めます。
なお、11番横澤稔秋委員に関する案件が含まれておりますので、横澤委員には退席願ひします。

(11番横澤稔秋委員退席)

事 務 局 議案第4号、農業経営基盤強化促進事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、ご説明いたします。

番号76番貸借権設定の更新案件でございます。

番号77番は使用貸借権設定の更新案件でございます。

番号78番は農業者年金に係る使用貸借の新規案件でございます。

番号79番から84番は貸借の更新案件でございます。

番号85番は農業者年金受給に係る使用貸借の更新案件でございます。

番号86番は使用貸借の更新案件でございます。

番号87番は農業者年金受給に係る使用貸借の更新案件でございます。

以上議案第4号に係る事務局説明を終わります。

議 長 ただいま事務局から説明をいただきました。この件につきまして、皆さんの方から質疑を受けたいと思います。

(なしの声)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。議案第4号、農業経営基盤強化促進事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、原案のとおり可とすることに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

(11番横澤稔秋委員復席)

議 長 続きまして議案第5号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第5号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、ご説明いたします。

議案書72ページの案件は上浮島地区の農地中間管理事業に係る案件で、最近相続登記が完了したものについて事業にのせるため、今回提案するものでございます。

議 長 ただいま議案第5号について説明をいただきました。この件につきまして、皆さんの方から何か質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。議案第5号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、原案のとおり可とすることに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 続きまして議案第6号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について、の件でございます。事務局の説明を求めます。
なお、6番黒澤金一委員に関する案件が含まれておりますので、黒澤委員には退席願います。

(6番黒澤金一委員退席)

事 務 局 議案第6号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について、ご説明いたします。
75ページから82ページ記載の3名と1法人が記載のとおり岩手県農業公社より農地を借受けしようとするものです。
以上議案第6号に係る事務局説明を終わります。

議 長 ただいま議案第6号について説明をいただきました。この件について皆さんの方から質疑ございましたらお願いします。

(なしの声)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。議案第6号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について、原案のとおり可とすることに、ご異議ございせんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

(6番黒澤金一委員復席)

議 長 以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。これで本日の会議を閉じ、第32回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後5時00分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議長

印

10番

印

11番

印